

## 名古屋大学留学生後援会賃貸住宅連帯保証事業実施要項

### (事業の目的)

第1条 名古屋大学留学生後援会賃貸住宅連帯保証事業（以下「本事業」という。）は、本学で学ぶ留学生の保証人確保の負担を軽減するため、名古屋大学留学生後援会（以下「後援会」という。）が一定の範囲内で連帯保証することを目的とする。

### (連帯保証対象者及び連帯保証期間)

第2条 本事業の連帯保証対象者は、本学の留学生とする。

2 連帯保証期間は、原則として本学に在籍する期間とする。

### (連帯保証対象の賃貸住宅)

第3条 連帯保証対象の賃貸住宅は、本事業の趣旨に理解のある賃貸住宅とする。

### (連帯保証の範囲)

第4条 本事業で連帯保証する範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 滞納家賃とその遅延損害金
- (2) 退去に伴う原状回復に要した経費
- (3) 行方不明時の家財等の処分経費

### (連帯保証人)

第5条 本事業の連帯保証人は、後援会事務局長とする。

### (申請)

第6条 連帯保証を受けようとする留学生は、別に定めるところにより後援会に申請する。

### (留学生の義務)

第7条 連帯保証を受ける留学生は、次の義務を果たさなければならない。

- (1) 家主等に対する債務負担
- (2) 財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償（借家人賠償、個人賠償、家財の火災、保証人補償）への加入
- (3) 契約書の写しの提出
- (4) 卒業・修了、退学、転学等により本学を離れる場合又は退去により賃貸契約を解約する場合等の後援会への速やかな報告

### (指導教官の役割)

第8条 指導教官は、本事業を利用する留学生の指導・助言を図るとともに、留学生の身分異動、賃貸住宅の変更及び退去等があった場合は後援会に速やかに連絡する。

(事故等の対応)

第9条 連帯保証した賃貸住宅において事故等債務問題が生じた場合は、基本的に借り主である留学生の責任において負担する。

2 留学生は、前項の事故に備えて財団法人日本国際教育支援協会「留学生住宅総合補償」に加入するものとする。

3 前第1項及び第2項に関わらず、債務が連帯保証をした後援会に及ぶ場合は積立金の中から負担する。万一当該積立金に不足が生じた場合には、全学的な協力をお願いする。

(求償権)

第10条 後援会が負担した場合の留学生に対する求償権は後援会において留保する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の取扱いに関し必要な事項は、後援会が別に定める。

附 則

この事業は、平成12年11月1日から実施する。

この改正は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。